「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」に基づく第一種使用規程の承認申請案件に対する意見募集の実施結果について (平成27年11月17日~12月16日(カーネーション1件、シクラメン2件、ダイズ1件及びトウモロコシ1件))

# 1.意見・情報募集の対象となった第一種使用規程の承認申請案件

| 遺伝子組換え生物等の種類の名称  | 第一種使用等の内容   |
|--|---|
| 青紫色及び除草剤クロロスルフロン耐性カーネーション<br>(F3 '5 'H、DFR, surB, Dianthus caryophyllus L.) (11363,<br>OECD UI: FLO-11363-2)   | 観賞の用に供するための使用、<br>栽培、保管、運搬及び廃棄並び<br>にこれらに付随する行為           |
| 雌ずい花弁化八重咲きシクラメン(CpAG2SRDX,<br>Cyclamen persicum Mill.)(AGM16)  | 隔離ほ場における栽培、保管、<br>運搬及び廃棄並びにこれらに付<br>随する行為                 |
| 雌ずい花弁化八重咲きシクラメン(CpAG2SRDX,<br>Cyclamen persicum Mill.)(ASW30)  | 隔離ほ場における栽培、保管、<br>運搬及び廃棄並びにこれらに付<br>随する行為                 |
| 除草剤グリホサート、イソキサフルトール及びグルホシネート耐性ダイズ(2mepsps, hppdPfW336, pat, Glycine max (L.) Merr.) (FG72 × A5547-127, OECD UI: MST-FGØ72-2 × ACS-GMØØ6-4)   | 食用又は飼料用に供するための<br>使用、栽培、加工、保管、運搬<br>及び廃棄並びにこれらに付随す<br>る行為 |
| 除草剤グリホサート誘発性雄性不稔、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシ(改変 cp4 epsps, cry1A.105, 改変 cry2Ab2, 改変 vip3A, Zea mays subsp. mays (L.) Iltis) (MON87427 × MON89034 × MIR162 × NK603, OECD UI: MON-87427-7 × MON-89Ø34-3 × SYN-IR162-4 × MON-ØØ6Ø3-6) 並びに当該トウモロコシの分離系統に包含される組合せ(既に第一種使用規程の承認を受けたものを除く。) | 食用又は飼料用に供するための使用、栽培、加工、保管、運搬<br>及び廃棄並びにこれらに付随する行為         |

# 2. 意見募集方法の概要

- (1) 意見募集の周知方法
  - ・関係資料を環境省、農林水産省ホームページに掲載
  - ・記者発表

### ・資料の配付

(2) 意見提出期間

平成27年11月17日(火)から12月16日(水)まで

(3) 意見提出方法

電子メール、郵送又はファクシミリ

(4) 意見提出先

環境省自然環境局野生生物課又は農林水産省消費・安全局農産安全管理課

3. 意見募集の結果(関係省に提出された意見の合計)

意見提出数 10件

整理した意見数 4件

4. 意見の概要と対応方針について

別紙のとおり

# (別紙)

「遺伝子組換え生物等の第一種使用規程の承認申請案件」に対する意見の概要及び対応方針について (平成27年11月17日~12月16日(カーネーション1件、シクラメン2件、ダイズ1件及びトウモロコシ1件))

|   | 意見分野      | 意見要旨  | 対応方針   | 件数 |
|---|-----------|---|--|----|
| 1 | 生物多様性影響関係 | 遺伝分り督こ湾こ大に引する場合で表問立定するというで表問立定するようで表問立定するようで表問立定するようで表問立定するようで表問立定するようで表別であるとのです。こ子よりつとはおり、予でず遺ちもしするまかがまがというでもしまりである。ころのがた」。子の態態ればいる。のがた」。子の態態ればいる。 | 遺伝子組換え技術は、人類が抱える様々な課題を解決する有利用やで生み出される生物を、食品・飼料として利用するに際しての安全性や環境に悪影響を及ぼす可能性について、組換え農作物を使用するに当たってしたのため、我が国において遺伝子組換え農作物を使用するに当たっているかがのでから、人体への影響等食品では、生物多様性への影響等のでは、生物多様性への影響をの際、人体への影響等食品では食品などでは食品などでは食品などでは食品などでは食品などで、一個などは、15年法律第 233 号)には、15年法律第 283 号)には食品などは、15年法律第 283 号)に保保とでのでは食品では食品では食品で、大体のの影響に及び食品のなどのでは食品では、10年のでは食品を生物では、10年ののでは、10年のののでは、10年の | 10 |

#### 承認の可否を判断

これらの結果、生物多様性に対し影響を生じさせるおそれがないと認 められたもののみを承認しており、平成27年12月末現在、152件 の遺伝子組換え農作物の第一種使用規程(環境中への拡散を防止しない で行う開放系での使用内容等を定めたもの)の承認申請に係る流通、加 工、栽培等の一般使用(以下「一般使用」といいます。)に関する承認 を行っています。

御懸念のように、万が一、将来我が国の生物多様性に影響が生ずるお それがあると認められるに至った場合には、承認取得者自らが生物多様 性影響を効果的に防止するためにとるべき措置について定めた緊急措置 計画書に従い、生物多様性影響を防止するための措置をとることとして おります。緊急措置計画書では、緊急措置を講ずるための実施体制及び 責任者を明確に記載(個人名は個人情報のため非開示)しており、当該 承認取得者は、その計画に従い、農林水産省及び環境省と連絡をとりな がら、科学的根拠に基づきリスクの程度に応じて、速やかに機動的な対 応を行うこととしております。

さらに、カルタヘナ法では、主務大臣(遺伝子組換え農作物について は農林水産大臣及び環境大臣)は、生物多様性影響を防止するため緊急 の措置をとる必要があると認めるときには、必要な限度において、当該 遺伝子組換え生物等の使用者等に対して使用等の中止その他の必要な措 置をとるべきことを命ずることとしており、国としても生物多様性に影 響が生ずることがないよう適切に対応することとしています。

また、御懸念のように、現在の科学的知見からは予想できないような 新たな生物多様性影響が生ずるおそれもあることから、カルタヘナ法で は、仮に生物多様性影響を生ずるおそれがあると認められるに至った場 合には、主務大臣は、遺伝子組換え生物の使用方法等を定めた第一種使 用規程を変更又は廃止しなければならないとしています。

なお、農林水産省及び環境省では、最新の科学的知見の充実を図るた め、遺伝子組換え農作物のこぼれ落ち等に係るモニタリング調査を実施 しているところです。平成 18 年度の調査開始以降、( こぼれ落ちた種子 に由来する遺伝子組換え作物や)交雑種の生育範囲の拡大は確認されて いません。

野牛動植物に限られています。 しかし、現実的な生物多様性 の保全に向けては、カルタへ ナ国内法を改正し、交雑を防 ぐ対象として農作物・外来種 も含めた評価が必要と思いま す。

野生動植物等に対する影響については、こうした項目の中で検討し、影 響がないと確認したもののみ承認しています。

御指摘では、野生動植物に加え、農作物や外来種も交雑を防ぐ対象と してはどうかとのことですが、農作物は、人が野生植物から改良を重ね て作り出した植物であり、人が作り出す環境に適応した植物です。した がって、野生動植物とは異なり、農作物は生物多様性への影響評価の対 象とはなり得ないものと考えます。遺伝子組換え農作物に限らず、別の 農作物との交雑は、一般的に生物多様性に影響を及ぼす問題ではなく、 農作物の品質管理の問題であり、生産・流通段階における交雑・混入防 止のための取組が重要と考えています。

また、外来種はそもそも我が国固有の生態系を構成する動植物ではな いことから、遺伝子組換え農作物が外来種と交雑した際の外来種に対す る影響については評価の対象としていません。ただし、遺伝子組換え農 作物と外来種が交雑し、その外来種に依拠する我が国固有の昆虫等に影 響する可能性や、外来種が優位な形質を獲得することで、我が国固有の 野生種と競合する可能性がある場合には、外来種を経由した生物多様性 影響も評価しています。

# 関係

生物多様性影響|生物多様性影響評価書や審査 報告書では、「考えられた」「考 えにくい」等の表現が多く見 られます。明確なデータや根 拠に基づいた判断というより、 経験則や諸外国の文献・デー タの引用に終始した半ば結論 ありきの印象がぬぐえません。

生物多様性影響評価は、多数の評価項目について、それぞれ統計学的 検定の結果のみではなく、代謝系における導入遺伝子による相互作用等 のこれまで得られている科学的知見も含めて検討を行い、それら全てを 総合的に評価し、その結果として生物多様性への影響の有無について判 断しています。御指摘の「考えられた」等の表現につきましては、こう した個々のデータ等の科学的知見に基づく総合的な評価の結果として用 いており、諸外国の文献・データについても、客観性を担保するため複 数の研究者の査読を受けた公表論文を主として引用することとしていま す。したがって、経験則や主観的な推論に基づく結果によって判断され たものではありません。

具体的な審査については、農林水産省において作成した審査報告書中 の「審査の概要」に、競合における優位性、有害物質の産生性、交雑性 等の観点から評価した結果を、使用した審査データ、引用文献、緊急措 置計画書やモニタリング計画書とともにまとめており、個々の統計処理 等についての詳細は審査参考資料にまとめています。詳しくは審査報告 書を御覧下さい。

今回の申請案件についても、複数の学識経験者の意見を聴取しつつ多

4 生物多様性影響 関係

会議の公開については、開発 企業の知的財産等が開示され 特定の者に不当な利

益等をもたらすおそれがある とのことで非公開であったり します。立場が異なる学識 経験者にも意見を求めないと いけないと思います。

数の評価項目を総合的にかつ客観的に検討した結果、生物多様性影響が生ずるおそれはないと判断しています。今後とも、当該表現についてはもとより、より良い表現となるよう工夫していきたいと思います。

申請された第一種使用規程の生物多様性影響の審査に当たっては、学識経験者から意見を聴取することにしていますが、学識経験者については、育種学、植物生理学、保全生態学、雑草学といった生物多様性影響評価書の検討に必要な幅広い分野から専門的な知見を有する者を選定しています。選定された学識経験者の氏名、所属の公表を行うとともに、総合検討会は公開で開催し、資料、議事録を公表するなど、公平性・透明性の確保に努めています。

この学識経験者からの意見の聴取については、生物多様性影響評価が科学的に妥当か否かを判断する観点から行っています。

御指摘のように、遺伝子組換え農作物に関しては様々な御意見がありますので、第一種使用規程の承認に当たっては、法定の学識経験者への意見聴取のみならず、立場の異なる方々から、その知見を御提供頂く機会を設けることが重要です。このため、学識経験者からの意見聴取後には、申請内容や判断に用いた科学的根拠等をとりまとめた審査報告書を提示し、広く意見・情報の募集(パブリックコメント)を行っているところです。

ただし、開発企業の知的財産等に係る非開示情報があるため、一部会議は非公開とさせていただいています。検討に必要な開発企業が所有する試験結果には、公にすることにより、開発企業が競争上不利益になるような情報も含まれていることから、このような情報を非公開とする一方、検討に必要なデータを全て提出していただくことにより、データに基づいて評価を行っております。

また、意見・情報の募集(パブリック・コメント)に当たっては、毎回、募集を開始する際に、マスメディア向けの記者発表(プレスリリース)を行うとともに、農林水産省や環境省での情報提供やホームページを通じて広くお知らせし、国民の皆様から御意見をお伺いすることとしています。特に平成25年末の意見・情報の募集からは、記者発表に加えて、各報道機関への事前のお知らせを行うなど工夫を重ねているところです。

さらに、審査報告書中の「審査の概要」には、競合における優位性、 有害物質の産生性、交雑性等の観点から評価した結果を、使用した審査

|     | データとともに、より分かりやすいようにまとめています。これらについては、毎回、脚注や引用文献を示すとともに、分かりやすい表現、論理構成となるよう工夫しているところです。この他、より理解に資するよう、ホームページでは遺伝子組換え農作物の宿主情報、モニタリング情報、制度等の関連情報についてその充実に努めているところです。(関連情報:http://www.maff.go.jp/j/syouan/soumu/biodiversity/index.html )。できる限り多くの方々へ、分かりやすくお伝えするよう、今後もより一層工夫していきたいと考えています。 |
|-----|---|
| その他 | 上記の御意見に加えて、以下の御意見がありました。9件・開発国・企業について9件・食品の安全性について4件・表示について1件・除草剤の健康影響等について1件・その他(TPP関係)1件  |

注 件数欄の件数は重複もあるため、合計が意見提出数と一致しません。